

○熊本市立図書館設置条例〔図書館〕

昭和28年11月7日

条例第62号

(設置)

第1条 教育と文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号。

以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、本市に図書館を設置する。

2 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊本市立図書館	熊本市中央区大江6丁目1番74号

3 法第3条第5号の規定により、必要があるときは、図書館の分館を置くことができる。

(昭41条例22・昭43条例17・昭57条例40・平22条例43・平23条例62・一部改正)

(事業)

第2条 図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 図書、記録、郷土資料、地方行政資料、刊行物その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の収集、分類及び排列並びに図書館資料の目録の整備に関すること。
- (2) 図書館資料を一般公衆の利用に供し、その利用のための相談に応ずること。
- (3) 読書会、研究会、講演会、展示会等の開催及び奨励に関すること。
- (4) 移動図書館に関すること。
- (5) 電子図書館に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、熊本市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

(昭57条例40・追加、平14条例45・平22条例43・平24条例24・令2条例49・一部改正)

(職員)

第3条 法第13条第1項の規定により、図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(平22条例43・全改)

(ホール等の使用許可等)

第4条 図書館のホール（以下「ホール」という。）は、図書館奉仕に支障のない限り、一般の使用に供することができる。

2 図書館の集会室（以下「集会室」という。）は、図書館奉仕に沿う目的に限り使用させることができる。

3 ホール又は集会室（以下「ホール等」という。）を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

4 委員会は、図書館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

5 ホールの使用許可を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(昭57条例40・追加、昭60条例11・平13条例18・平15条例12・平22条例43・一部改正)

(使用の不許可)

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホール等の使用を許可しない。

(1) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(2) 委員会が図書館の管理運営上支障があると認めるとき。

(平15条例12・追加、平24条例24・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホール等の使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又は関係規則に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(3) 使用許可に付した条件に違反したとき。

(4) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(5) 前条第1号に規定する事由が生じたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が図書館の管理運営上支障があると認めるとき。

2 前項の規定による許可の取消し等により生じた損害については、市はその責めを

負わない。

(平 1 5 条例 1 2 ・ 追加、平 2 4 条例 2 4 ・ 一部改正)

(手数料)

第 7 条 図書館資料のマイクロフィルムの複写の交付を受けようとする者は、その申請の際、1 枚につき 4 0 円の手数料を納付しなければならない。

(昭 6 0 条例 1 1 ・ 全改、平 1 3 条例 1 8 ・ 一部改正、平 1 5 条例 1 2 ・ 旧第 5 条繰下)

(使用料及び手数料の減免)

第 8 条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。

(昭 5 7 条例 4 0 ・ 追加、昭 6 0 条例 1 1 ・ 一部改正、平 1 5 条例 1 2 ・ 旧第 6 条繰下)

(使用料及び手数料の還付)

第 9 条 既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(昭 6 0 条例 1 1 ・ 追加、平 1 5 条例 1 2 ・ 旧第 7 条繰下)

(図書館協議会)

第 10 条 法第 1 4 条の規定により、図書館に熊本市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の委員は、1 0 人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委員会が委嘱する。

3 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(昭 5 7 条例 4 0 ・ 追加、昭 6 0 条例 1 1 ・ 旧第 7 条繰下、平 1 5 条例 1 2 ・ 旧第 8 条繰下、平 2 2 条例 4 3 ・ 平 2 4 条例 2 4 ・ 一部改正)

(指定管理者による管理)

第 11 条 分館（教育委員会規則で定める分館に限る。以下同じ。）の管理は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるこ

とができる。

(平 2 5 条例 3 2 ・ 追加)

(指定管理者の指定の手続)

第12条 前条の規定による指定を受けようとするものは、分館の事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添えて、当該指定について委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 分館の運営が、住民の平等利用を確保することができること。
- (2) その事業計画書の内容が、分館の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 第 2 条各号に掲げる事業についての十分な専門的知識を持つ人材を有していると認められること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が定める基準

(平 2 5 条例 3 2 ・ 追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく教育委員会規則その他委員会が定めるところに従い、分館の管理を行わなければならない。

(平 2 5 条例 3 2 ・ 追加)

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 分館の維持管理に関する業務
- (2) 第 2 条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、分館の管理運営上委員会が必要と認める業務

(平 2 5 条例 3 2 ・ 追加)

(協定の締結)

第15条 指定管理者は、指定を受けるときは、市と分館の管理に関する協定を締結し

なければならない。

2 前項の協定に定める事項は、市長が別に定める。

(平 2 5 条例 3 2 ・ 追加)

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第16条 委員会が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市の賠償の責めを負わない。

(平 2 5 条例 3 2 ・ 追加)

(秘密保持義務等)

第17条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 6 6 条第 2 項において準用する同条第 1 項及び同法第 6 7 条に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、分館の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平 2 5 条例 3 2 ・ 追加、令 4 条例 6 2 ・ 一部改正)

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、委員会が定める。

(昭 4 1 条例 2 2 ・ 一部改正、昭 5 7 条例 4 0 ・ 旧第 3 条繰下 ・ 一部改正、昭 6 0 条例 1 1 ・ 旧第 8 条繰下、平 1 5 条例 1 2 ・ 旧第 9 条繰下、平 2 2 条例 4 3 ・ 平 2 4 条例 2 4 ・ 一部改正、平 2 5 条例 3 2 ・ 旧第 1 1 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 2 8 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 4 1 年 3 月 2 5 日条例第 2 2 号)

この条例は、昭和 4 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 4 3 年 3 月 3 0 日条例第 1 7 号)

この条例は、昭和 4 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 7 年 9 月 2 8 日条例第 4 0 号)

1 この条例は、昭和 5 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

2 熊本市立図書館のホールの使用に関する条例（昭和 4 3 年条例第 1 8 号）は、廃止する。

附 則（昭和60年3月30日条例第11号）

この条例は、昭和60年5月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月16日条例第15号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第20号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第28号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 5 第4条の規定による改正後の熊本市立図書館設置条例の規定は、平成9年10月1日以後の使用許可に係る使用料から適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日条例第18号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月25日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月17日条例第12号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月8日条例第43号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年12月19日条例第62号）抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日条例第24号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月24日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日条例第18号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月29日条例第49号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(くまもと森都心プラザ条例の一部改正)

- 2 くまもと森都心プラザ条例（平成２２年条例第１２０号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和４年１２月２０日条例第６２号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

（昭６０条例１１・追加、昭６２条例１５・平９条例２８・一部改正、平１３条例１８・旧別表第１・一部改正、平２８条例１８・一部改正）

区分 \ 時間	午前９時３０分から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後１０時まで
ホール	３,０００円	４,５００円	６,０００円
冷暖房	７００円	７００円	７００円

備考

- 1 使用時間の延長又は繰上げは、ホールの利用時間内で１時間以内に限りできるものとし、延長した時間の使用料については直前の使用時間区分、繰り上げた時間の使用料については直後の使用時間区分の１時間分の使用料とする。ただし、使用時間区分が２以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、この限りでない。
- 2 前項に規定する使用料の額に１０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。